

○松山市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱

平成16年9月15日

要綱第57号

改正 平成17年7月11日要綱第51号

平成21年5月20日要綱第62号

平成22年6月11日要綱第62号

平成28年4月22日要綱第44号

令和3年4月16日要綱第50号

令和5年3月27日要綱第23号

(目的)

第1条 この要綱は、地震に対する住宅の安全性の向上を図るため、予算の範囲内において、本市の区域内に存する木造住宅の耐震診断に要する経費に対して交付する補助金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「耐震診断」とは、愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル又は一般財団法人日本建築防災協会が定める木造住宅の耐震診断と補強方法に規定する一般診断法及び精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この要綱において「木造住宅耐震診断事務所」とは、愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録要綱（平成16年7月26日施行）第4条第3項の規定により愛媛県木造住宅耐震診断事務所名簿に登録されている建築士事務所をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の要件に該当する木造住宅の所有者等（登記事項証明書等により所有者であることが確認できる者その他当該木造住宅に関係がある者として市長が特に認める者をいい、国、地方公共団体又はその機関を除く。）で、当該木造住宅の耐震診断を木造住宅耐震診断事務所に委託するものとする。

(1) 昭和56年5月31日以前に着工された1戸建ての住宅（店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅にあっては、当該住宅以外の用途の床面積が延べ床面積の半分を超えないものに限る。）であること。

(2) 次に掲げる工法以外の工法により建築されたものであること。

ア 枠組壁工法

イ 丸太組構法

ウ 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3条の規定による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定に基づく認定工法

(3) 地上階数が2以下で延べ面積が500平方メートル以下のものであること。

2 木造住宅耐震診断事務所は、前項の規定による委託を受けて耐震診断報告書を作成するときは、耐震診断結果について愛媛県建築物耐震改修促進連絡協議会が設置する評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価を受けなければならない。

（補助対象経費及び補助の額）

第4条 補助対象経費及びこれに対する補助の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助の額
補助対象者が木造住宅耐震診断事務所に委託して実施する耐震診断に要する経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）	補助対象経費（評価委員会の評価に要する費用を含む。）に3分の1を乗じて得た額に2万円を加えた額と補助対象経費の額のいずれか少ない額とし、4万円を限度とする。（千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。）

（補助事業申込み）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震診断に着手する前に松山市木造住宅耐震診断事業補助金申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の内定通知）

第6条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査の上、補助金の内定の適否を決定し、松山市木造住宅耐震診断事業補助金内定通知書（様式第2号）又は松山市木造住宅耐震診断事業補助金不内定通知書（様式第3号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更・取りやめ承認申請)

第7条 前条の規定により補助金の内定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の内定通知を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は取りやめようとするときは、あらかじめ松山市木造住宅耐震診断事業変更・取りやめ承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、松山市木造住宅耐震診断事業変更・取りやめ承認通知書（様式第5号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金交付申請)

第8条 補助事業者は、補助事業完了後、補助金の交付を受けようとするときは、松山市木造住宅耐震診断事業補助金交付申請書（様式第6号）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定通知)

第9条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付の適否を決定し、松山市木造住宅耐震診断事業補助金交付決定通知書（様式第7号）又は松山市木造住宅耐震診断事業補助金不決定通知書（様式第8号）により、その旨を補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、松山市木造住宅耐震診断事業補助金請求書（様式第9号）を、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(目的外使用の禁止)

第12条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(指導監督)

第13条 市長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長はその全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

(関係書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

付 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

付 則 (平成17年7月11日要綱第51号)

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

付 則 (平成21年5月20日要綱第62号)

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則 (平成22年6月11日要綱第62号)

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則 (平成28年4月22日要綱第44号)

この要綱は、平成28年4月25日から施行する。

付 則 (令和 3年4月16日要綱第50号)

この要綱は、令和 3年4月16日から施行する。

付 則 (令和 5年3月27日要綱第23号)

この要綱は、令和 5年4月 1日から施行する。